

長崎県てんかん地域診療連携ネットワーク運営要綱

(目的)

第1条 長崎県内のてんかん患者が、必要な医療を受けることができるよう、医療機関連携ネットワークの整備を目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、長崎県とする。

(事業内容)

第3条 長崎県において、長崎県てんかん中核医療機関（以下「中核医療機関」という。）、および長崎県てんかん連携医療機関（以下「連携医療機関」という。）を認定することにより、各医療機関間での円滑な診療連携体制を構築し、てんかん患者の医療や福祉の充実を図る。

(中核医療機関の役割)

第4条 中核医療機関の役割は次のとおりとする。

(1) 診断や治療困難事例に対する治療支援

- ア 連携医療機関から紹介を受けた患者に対して、専門的診察や検査を行うこと。
- イ 診断（初期診断含む）や治療方針が決定し、連携医療機関での治療継続が可能な場合は、医療情報のフィードバックを行い治療依頼すること。
- ウ 必要な場合は外科治療や他の特殊治療の提供を提案すること。

(2) 患者の社会生活に対する支援

- ア 患者が利用できる医療福祉制度やサービスの情報を提供し、必要であれば連携医療機関に対する意見書等の作成支援を行うこと。
- イ 患者年齢に応じた就学、就職、自動車運転免許などへの助言、さらに女性における妊娠や出産時の対応等、社会生活に関して連携医療機関にて判断しかねる場合の相談に応じること。

(3) 長崎県医療機関連携ワークシートの発行

- ア 上記(1)、(2)を円滑に実行するために長崎県医療機関連携ワークシート（様式Ⅰ）を発行することができる。

(連携医療機関の役割)

第5条 連携医療機関の役割は次のとおりとする。

(1) てんかん患者への初期対応、継続した治療の提供

- ア てんかん患者への初期対応及び地域での継続した治療を担当すること。
- イ 治療経過に応じて、必要な場合は中核医療機関やてんかん専門医の勤務する他の連携医療機関への相談を行うこと。

(2) 患者の医療福祉サービス利用への支援

- ア 患者が利用できる医療福祉制度やサービス利用を支援すること。
- イ 患者年齢に応じた就学、就職、自動車運転免許などへの助言、さらに女性における妊娠や出産時の対応等、社会生活に関する相談支援に応じること。
- ウ 必要に応じて、中核医療機関や連携医療機関への相談を行い、その際にてんかん医療連携ワークシートを活用することができる。

(3) てんかん医療連携ワークシートの発行

- ア 上記(1)、(2)を円滑に実行するためにてんかん医療連携ワークシートを発行することができる。

(参加施設基準)

第6条 中核医療機関および連携医療機関の要件、認定手続き等詳細については、「長崎県てんかん中核医療機関及びてんかん連携医療機関審査要領」及び長崎県てんかん治療医療連携協議会の審議を経て、長崎県においてこれを定める。

(ネットワーク整備事業の効率化)

第7条 連携した医療機関内での円滑な治療協力のための情報共有を目的として、てんかん医療連携ワークシートを導入する。

2 てんかん医療連携ワークシートは、患者への説明と同意を書面(様式2)にて行い、中核医療機関、もしくは連携医療機関が発行し、次に掲げる内容を記載し連携医療機関へ提供する。

- (1) 診断名
- (2) 症状
- (3) 特定病因の有無
- (4) 治療内容
- (5) 併存症の有無
- (6) 医療福祉制度の利用状況など連携医療機関におけるてんかんの病状理解や診断書等の作成に有用となりえる情報を含む。

(ネットワーク整備事業の検証)

第8条 てんかん治療医療連携協議会の要望等に応じ、てんかん医療機関連携ネットワーク整備事業の効果を検証するため、このワークシート発行状況をもとに、紹介、および逆紹介患者の特性や患者数の統計調査を行う。

(秘密の保持)

第9条 本ネットワークの運営に携わる者(当該業務から離れた者も含む)は、てんかん患者及びその家族等のプライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た情報等の秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第10条 本要綱の適用は長崎県てんかん治療医療連携協議会の承認を得て、令和3年10月1日から実施する。

2 運用開始後に本要綱に変更が生じる場合はあらかじめ長崎県てんかん治療医療連携協議会の承認を得る必要がある。

附則 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。